



岐阜市行政第156号
平成28年3月7日

岐阜市長 細江 茂光 様

岐阜市情報公開・
個人情報保護審査会
会長 土田 伸也



保有個人情報開示請求に対する拒否処分
に関する異議申立てについて（答申）

平成27年11月18日付け岐阜市保保第238号の1により諮問のあった岐阜市長が行った
処分の妥当性について、別紙のとおり答申します。

【事務局】

〒500-8701 岐阜市今沢町18番地
岐阜市役所 行政部行政課

答 申

第1 審査会の結論

岐阜市長（以下「実施機関」という。）が行った平成27年10月21日付け岐阜市保保第213号による保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対する拒否決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、保有個人情報が記録された次の文書（以下「対象文書」という。）を開示するよう求めるものである。

- (1) 平成18年8月に■■■■クリニックに対して決定した文書
- (2) 平成18年から23年に■■■■クリニックに対して通知した文書
- (3) 東海北陸厚生局職員が発言した法的矛盾の理由が書かれた文書

2 異議申立ての理由の要旨

異議申立ての理由の要旨は、異議申立書（平成27年10月29日付け）、陳述書に対する意見書（平成27年12月22日付け）及び平成28年1月15日に実施した意見聴取の結果によると、次のとおりである。

(1) 1-（1）及び（2）の文書について

平成18年8月に、実施機関が異議申立人に対し「MRI室を潰しなさい。」であるとか、「検査をしているらしいが即刻やめなさい。」と、継続的に指導及び注意をしていたことや、実施機関の見解を国に照会したことも伝わっている。このような重大な事件の場合、当時から現在までの連続的な資料は当然残すはずであるし、保健所長の判を押した注意又は指導決定の書類を破棄するはずはない。

(2) 1-（3）の文書について

平成23年9月（本件開示請求においては、同年8月としている。）、国のA所長が「（飛び地の検査室でMRIを検査したかったら）自由診療でやればいいじゃないか。」と述べたことは間違いない。

しかし、平成■■年■■月■■日に、5年間の保険医の登録の取消し及び5年間の保険医療機関の指定の取消しという不利益処分（以下「保険医等取消処分」という。）を受けた。その理由は「（■■■■クリニックから離れた）飛び地の検査室と称して、届出もしない場所でCTとMRI検査という診療を行った」というものであった。

このような事態になったのは、平成23年8月23日に、実施機関が虚偽の照会と見解の一致を国との間で行ったからである。見解の一致から5年も経っていないのに、このような重要な公文書を実施機関が廃棄するはずもない。

第3 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、陳述書(平成27年12月9日付け岐阜市保保第258号)及び平成27年1月15日に実施した意見聴取の結果によると、次のとおりである。

1 対象文書の特定について

平成27年10月8日及び同月14日に、異議申立人に対し確認を行い、対象文書を次のとおり特定した。

(1) 第2-1-(1)の文書

異議申立人が設置した施設が医療法(昭和23年法律第205号)上、無届であったことから、平成18年当時、実施機関が開設届を提出するよう指導を行ったことに係る記録

(2) 第2-1-(2)の文書

平成18年から平成23年にかけて、実施機関が異議申立人に開設届を提出するよう指導する目的で発出した文書のうち、平成27年10月8日付け岐阜市保保第201-1号により保有個人情報の開示決定をした「平成23年8月25日及び同年10月20日に、実施機関が異議申立人に対し発出した行政指導の決裁文書」を除いたもの

(3) 第2-1-(3)の文書

平成23年8月に、東海北陸厚生局岐阜事務所が異議申立人に対し行った健康保険法(大正11年法律第70号)に係る指導監査の場で、岐阜事務所長が「自由診療であればいいのに」と当該無届の施設において、診療行為を行うことを容認する発言があったということに関する記録及び異議申立人が開設した施設に関し、東海北陸厚生局岐阜事務所と実施機関とで医療法上の解釈が一致したことに関する文書

2 第2-1-(1)及び(3)の文書について

(1) 文書の存在について

市が運用する文書管理システム(電子計算機を用いて文書の収受、起案、回議、決裁、保管・保存、廃棄その他の文書管理を総合的に行うための情報システムをいう。以下同じ。)において対象文書の存在を確認したが、これを作成し、及び保有していたという記録はなかった。

また、紙文書を保管する書庫も確認したが、対象文書は存在しなかった。

(2) 文書の保存期間について

文書の保存については、岐阜市文書取扱規則(昭和49年岐阜市規則第6号)第38条第1項に規定する基準に従って保存期間を設定しており、当該保存期間を経過した文書は、同規則第45条の規定により廃棄している。

仮に、対象文書が存在していたとしても、その内容から保存期間は1

年ないし3年となるため保存期間は経過しており、既に廃棄されているはずである。

3 第2-1-(2)の文書について

「平成23年8月25日及び同年10月20日に、実施機関が異議申立人に対し発出した行政指導の決裁文書」は、保険医等取消処分に関連する国の調査に備え、保存期限を延長して保管していたものである。当該文書以外の、平成18年から平成23年にかけて、実施機関が異議申立人に開設届を提出するよう指導する目的で発出した文書は、監視・立入検査に係る文書にあっては3年の、照会・回答に係る文書にあっては1年の保存期間の経過により既に廃棄している。

第4 審査会の判断

1 対象文書について

対象文書については、第3-1-(1)から(3)までの文書であることに争いはなく、当該文書が対象文書である。

2 対象文書の存在について

実施機関は、現在市が運用する文書管理システムにおいて対象文書に係るデータが存在しないことを確認しただけでなく、同システムに登録されていない対象文書が存在する可能性も考慮し、紙文書を保管する書庫においても対象文書を探し、これが存在しないことを確認したと主張し、また、仮に対象文書が作成されていたとしても、岐阜市文書取扱規則第38条第1項に規定する基準に従えば、1年又は3年の保存期間が設定されているはずであるが、当該保存期間は既に経過しているのであるから、同規則第45条の規定により廃棄しているはずであると主張する。

そして、「平成23年8月25日及び同年10月20日に、実施機関が異議申立人に対し発出した行政指導の決裁文書」のように、同規則第44条の規定により文書の保存期間を延長することも可能であると考えられるが、実施機関によると、対象文書について保存期間を延長した記録も存在しないとのことである。

実施機関のこれらの主張には、不合理な点又は不自然な点はない。

この点、異議申立人は、対象文書は存在しており、重大な事件又は継続中の事件に関する資料（特に、保健所長が公印の押印をしたもの）であるから、実施機関が廃棄するはずがないと主張する。

しかし、対象文書が存在していることを基礎付ける具体的な事実はなく、また、これを裏付ける根拠もないことから、異議申立人が主張する事実を認めることはできない。

以上から、対象文書が存在すると認めることはできない。

3 その他

異議申立人は、第4-1及び2に係る事項以外の事項についても主張するが、当審査会の結論を左右するものではない。

4 結論

上記の理由により、第1のとおり判断する。

第5 審査会の審査経緯等

平成27年 10月 8日 保有個人情報開示請求
10月21日 実施機関による開示拒否決定（岐阜市保保第213号）
10月29日 異議申立て
11月18日 実施機関による諮問（岐阜市保保第238号の1）
12月 9日 実施機関による陳述書提出（岐阜市保保第258号）
12月24日 異議申立人による意見書提出
平成28年 1月15日 審査会開催。実施機関及び異議申立人から意見聴取
2月26日 審査会開催。答申